

平成23年度 市民参加の実施状況報告書(市民参加を求めなかった事項)(対象区分順)

1 市民参加の対象

- ① 条例の制定・改廃(市政に関する基本的な方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃)
- ② 計画の策定・変更(総合計画及び市の基本的な事項を定める計画等の策定又は変更)
- ③ 制度の導入・改廃(広く市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃)
- ④ 施設の設置の策定・変更(広く市民の公共の用に供される施設の設置に係る基本計画等の策定又は変更)

2 市民参加を求めない理由

- ア 軽易なもの
- イ 緊急に行わなければならないもの
- ウ 法令等の規定により実施の基準が定められており、当該基準に基づき行うもの
- エ 市長その他の執行機関内部の事務処理に関するもの
- オ 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの

No.	対象区分	求めなかった事項	実施時期	対象事項の概要	求めなかった理由	備考欄	担当課
1	①	安城市税条例の一部を改正する条例を定めることについて	H23.6.28施行	地方税法等の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布され、同日から施行されたことにより改正する。	オ		市民税課
2	①	安城市税条例の一部を改正する条例を定めることについて	H23.9.29施行	地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第83号)が平成23年6月30日に公布され、同日から施行されたことにより改正する。	オ		市民税課
3	①	安城市税条例の一部を改正する条例を定めることについて	H24.3.23施行	地方税法等の一部を改正する法律が平成23年12月2日に公布され、同日から施行されたことにより改正する。	オ		市民税課
4	①	安城市税条例の一部を改正する条例を定めることについて	H24.4.1施行	地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、平成24年4月1日から施行されることにより改正する。	オ		市民税課
5	①	安城市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて	平成23年9月29日施行	地方税法等の一部を改正する法律が公布され、施行されたことにより改正	オ		資産税課
6	①	安城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて	H24.7.9	住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)が平成21年7月15日に公布され、平成24年7月9日から施行されることにより、登録資格に係る規定等を改正する。	ウ		市民課

7	①	安城市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて	H24.7.9	住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)が平成24年7月9日から施行されることにより、外国人登録に関する証明に係る手数料を削るものと身分に関する証明の単位及び金額を改正する。	ウ オ		市民課
8	①	安城市総合斎苑の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて	H24.7.9	住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成21年法律第77号)が平成24年7月9日から施行されることにより、外国人住民も住民基本台帳法の適用対象となり使用料の適用区分を改正する。	ウ オ		市民課
9	①	安城災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて	H23.7.29施行	災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(法律第86号)が平成23年7月29日に公布され、同日から施行されたことにより改正する。	ウ		社会福祉課
10	①	安城市遺児手当支給条例の一部を改正する条例を定めることについて	・公布の日 ・H24.4.1施行 ・H24.7.9施行	児童福祉法の一部改正及び外国人住民も住民基本台帳法の適用の対象とするを内容とする住民基本台帳法の改正にともない改正する。	ウ		社会福祉課
11	①	安城市知的障害児通園施設の設置及び管理に関する条例	平成24年1月	児童福祉法の一部改正に伴う施設名称の変更	ア		障害福祉課
12	①	安城市障害者扶助料支給条例	平成24年1月	外国人登録法の廃止及び児童福祉法の一部改正に伴う施設名称の変更	ア		障害福祉課
13	①	安城市介護保険条例の一部を改正する条例について	H24.3.23公布	介護保険施行令が改正されたこと及び第5期介護保険事業計画に基づく平成24年度から平成26年度までの保険料率を定めるための一部改正。	ウ オ		介護保険課
14	①	安城市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例を定めることについて	H23. 12. 20施行	スポーツ基本法が平成23年8月23日に施行されたことにより改正する。	ウ		スポーツ課
15	①	安城市図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正	平成24年4月1日	図書館法の一部改正に伴い、条例において図書館協議会委員の任命基準を設けた。	ウ		中央図書館
16	①	安城市歴史博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正	平成24年4月1日	博物館協議会委員の任命基準を明確化した	ウ	実際に委員選考に反映するのは改選に合わせて25年度を予定。	文化財課

17	②	農業振興地域整備計画の策定	H24.2.1	特に農業の振興を図るべき地域を明らかにするとともに、農業振興施策を計画的に実施することにより、有効的な土地利用と農業の健全な発展を図る。	ウ	附則第2項適用	農務課
18	②	第3期安城市役所地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の策定(第2期の改定)	通期	地球温暖化対策推進法第21条で全ての地方公共団体は、京都議定書目標達成計画に即して、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出を抑制する為の実行計画を策定することが義務付けられており、23年度で第2期計画が終了するため、その改定を行った。	エ		環境首都推進課
19	④	下水道事業変更認可	縦覧期間 3月1日～3月15日	下水道整備区域の拡大、及び下水道事業期間の延長をする。また、縦覧により利害関係人に意見を申し出る機会を提供する。	ウ	下水道法第4条 下水道法施行令第3条、第4条	下水道建設課